

## 健全化判断比率等の計算式

### 【実質赤字比率】

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・会計区分 = 一般会計、普通会計に属する特別会計
- ・実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

### 【連結実質赤字比率】

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額 = イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計、公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金不足を生じた会計の資金不足合計額
  - ハ 一般会計、公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余合計額

### 【実質公債費比率（3カ年平均）】

$$\frac{\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- ・準元利償還金 = イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

## 【将来負担比率】

将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

・将来負担額 ＝ イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

## 【資金不足比率】

資金の不足額

事業の規模

・資金の不足額(法適用企業)

＝ 流動負債＋建設改良費等以外の地方債現在高－流動資産－解消可能資金不足額

・資金の不足額(法非適用企業)

＝ 歳出額＋建設改良費等以外の地方債現在高－歳入額－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額＝事業の性質上、事業開始後一定期間構造的に資金の不足を生じる事情がある場合における一定の控除額

・事業の規模(法適用企業)

＝ 営業収益－受託工事収益

・事業の規模(法非適用企業)

＝ 営業収益に相当する収入－受託工事収益に相当する収入